News Release



株式会社 日本格付研究所 Japan Credit Rating Agency,Ltd.

23-D-1151 2023 年 11 月 30 日

株式会社商工組合中央金庫が実施する 新鋼商事有限会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所(JCR)は、株式会社商工組合中央金庫が実施する新鋼商事有限会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

*詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2023 年 11 月 30 日 株式会社 日本格付研究所

評価対象:

新鋼商事有限会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人:株式会社商工組合中央金庫

評価者:株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者:株式会社日本格付研究所(JCR)

結論:

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫(「商工中金」)が新鋼商事有限会社(「新鋼商事」)に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)について、株式会社商工中金経済研究所(「商工中金経済研究所」)による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEPFI)の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIFとは、SDGsの目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱(環境・社会・経済)に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ(PIF イニシアティブ)を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則 との適合性を確認した。

① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕 方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。1
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱(環境・社会・経済)に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている 諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、新鋼商事の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、新鋼商事がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな 影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

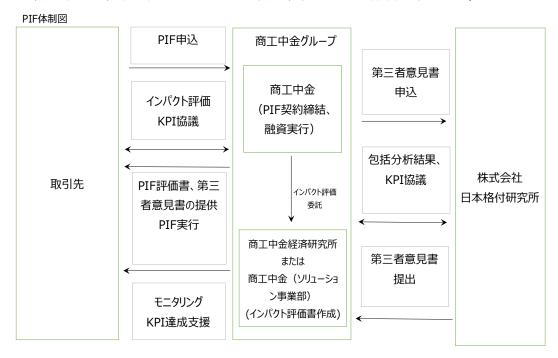
PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体(銀行・投資家等)には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査 (2016 年)。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所:商工中金提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、 商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・ フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポーティング

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



PIF 原則 4 評価

事業主体(銀行・投資家等)の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

Ⅲ. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展 形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を 巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして 定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要 素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である新鋼商事から貸付人である商 工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範 囲で対外公表も検討していくこととしている。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置された ポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンス の基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

展原敦子

担当アナリスト

川越 広志

梶原 敦子

川越 広志



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所 (JCR) が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシ アティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・ パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファ イナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポ ジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではあ りません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した 情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIFによるポジティブな効果を定量的に証明するも のではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の 設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって 定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありませ

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCRは、以下の原則等を参照しています。 国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則 環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース 「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為と は異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供す ることを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関 係等はありません。

|留意事項 本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報に、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、明責任を負いません。JCR 接負害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかかを問わず、また、当該情報のあらゆる種の、特別損害、請接損害、が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第一者意見は、JCR ののであるがまディブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク(信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等)について、くら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

います

第三者:5見: 本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファ イナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたもの 事業主体:ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。 調達主体:ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をい

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等 ・国連環境計画 金融イニシアティブ ボジティブインパクト作業部会メンバー

- 国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
 ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
 Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社日本格付研究所

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル



ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2023年11月30日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫(以下、商工中金)が新鋼商事有限会社(以下、新鋼商事)に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、新鋼商事の活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI) が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 (4) に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業*1 に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)

目次

- 1. 評価対象のファイナンスの概要
- 2. 企業概要·事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念等
 - 2.4 事業活動
- 3. 包括的インパクト分析
- 4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
- 5. サステナビリティ管理体制
- 6. モニタリング
- 7. 総合評価

1.評価対象のファイナンスの概要

企業名	新鋼商事有限会社
借入金額	200,000,000円
資金使途	運転資金
借入期間	5 年(コミットメントライン 1 年 + 更新オプション 4 回)
モニタリング実施時期	毎年 11 月

2.企業概要·事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	熊本県八代市港町 277 番地
設立	1991年1月
資本金	14,000,000円
従業員数	14 名(2023 年 8 月現在)
事業内容	・船舶解体 90%・鉄及び非鉄金属のリサイクル 5%・船体のパーツ類、中古船のリユース 5%
主要取引先	(主な販売先) 豊田通商株式会社、株式会社ナベショー (主な仕入先) 日本サルヴェージ株式会社、深田サルヴェージ建設株式会社、 海上自衛隊、海運業者、マリンコントラクター等

【業務内容】

● 新鋼商事は、九州西部の八代海(別名:不知火海)を望む熊本県八代市に所在するシップリサイクル業者である。1991 年設立以来、30 年以上にわたり小型船から大型船までの解撤(*1)実績を積み上げ、その間に築き上げた独自のノウハウとネットワークにより鉄及び非鉄金属のリサイクル、船舶のエンジンやパーツ類、中古船のリユースを手掛けている。

(*1) 解撤(かいてつ)

老朽化で修繕費や整備費が嵩み、維持コストが高くなり採算性を失った、もしくはコストパフォーマンスに優れる新船の登場により競争力を失った船舶を買い取って解体し、板材、棒材や鉄屑等の有価物を回収、売却し利益を出すこと。船舶解体業者は個人や企業、官公庁等の船舶オーナーから廃船を仕入れ、解体で得られるリサイクル資源を製鉄所等に販売する。船舶解体を専門とする業者は全国で10 社程度しかない。

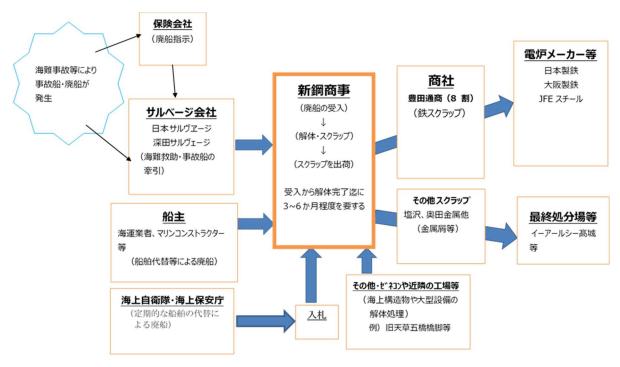
● 関係会社の新宝産業では主に FRP(ガラス繊維強化プラスチック)製船の解撤を行う。小型、中型の FRP 小型漁船やプレジャーボートは、高強度、大型、製品寿命が長い等の特性から処理が困難であり、近時、海岸や河川等への放置・不法投棄が増加し、大きな社会問題となっている。新宝産業は FRP 船を解体・破砕後 FRP・発砲ウレタン・木等に分別・クリーニングする中間処理に携わり、金属類等の有価物を選別後、残存物を最終処分場に持ち込み処分を依頼する。



写真① 新宝産業の産業廃棄物処分 (船舶解体)許可証 (新鋼商事提供)

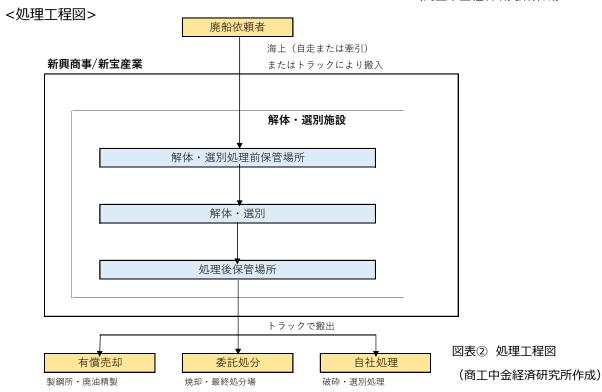
商工中金経済研究所

<商流図>



図表① 商流図

(商工中金経済研究所作成)



<主要設備>

①油タンク



解体船の残油、廃油を保管するタンク。消防法に 適合した設計で、高い安全性を確保している。

写真② (新鋼商事提供)

②解体ヤード



広大な解体ヤードを敷設し、安全に作業できるスペースを確保している。コンクリート土間敷きで、万が一、船の解体中に油脂が流出しても地中への侵入を防ぐことが出来る。またガード外に流出しないように油水分離槽に直結した油流溝を設けており、万全に解体処理が出来る環境を整えている。

写真③ (新鋼商事提供)

③油水分離槽



解体ヤードに直結する油水分離槽を設置し、解体作業中に流出した油脂類を確実に回収する。 槽で油脂と水分に分離し、保管タンクに吸い上げ、 適切に処理する。

写真④ (新鋼商事提供)

④船積み



岸壁に併設した解撤並専用係船場からの直接 船積みにより迅速・安全に入荷できる。

写真⑤ (新鋼商事提供)

⑤吊り上げ機・運搬用ボート



運搬船と陸運により、広範な解体業務が引受け 可能である。また海上クレーンで安全・迅速に荷 揚げ作業を行う。

写真⑥ (新鋼商事提供)

6解体重機



熟練のオペレータによる解体作業で鋼船や FRP 船を効率よく処理する。

写真⑦ (新鋼商事提供)

【事業拠点】

拠点名	住所	特徴
本社	熊本県八代市港町 277 番地	本社及び処理施設
(関係会社)	熊本県八代市港町 277 番地	主に FRP 製、木製船を
新宝産業㈱		解撤する



写真⑧ 本社処理施設の外観(新鋼商事提供)

【沿革】

1991年	1月	新鋼商事制設立(資本金 5 百万円)				
2001年	1月	資本金 14 百万円に増資				
2004年	2月	関連会社 新宝産業㈱設立				
2005年	7月	早田勇二氏が新鋼商事代表取締役に就任				
2018年	5月	解体ヤードを 6,400 ㎡から 12,000 ㎡に拡張				



シップリサイクルの意義、動向等について以下の通り記述する。

■ シップリサイクルの意義

船の寿命は概ね20年前後であり、老朽化や経済的理由により最終的には殆どが解体される。シップリサイクルとは寿命を終えた船舶を解体し、得られる資源を再利用する一連のプロセスである。厳格な規格に基づき高い品質の鋼板で製造されている船舶から大量の高品質の鉄を取り出せることから、シップリサイクルは省資源や環境負荷の軽減につながる。使用状況にもよるが、重量ベースで船舶の95%程度はリサイクルが可能と言われている。

■ シップリサイクルの動向

● 日本で大型船の解撤を行っていた時期があったが、人件費の高騰等により 1970 年代に台湾、韓国、1980 年代以降は中国、インド、バングラデッシュ等へと主要解撤国は変遷した。シップリサイクルは、船舶の廃棄処理を行うため、海運の船腹調整機能を果たし、目つ鉄鋼業や伸鉄業への鉄スクラップを供給する役割を果たしている。海運業と鉄鋼業の間に立つことから両業界の動向や市況に大きく左右される。解撤船の発生量や価格は、海運市況に大きく左右され、海上輸送貨物量が減少し、船腹が過剰となっている時は、海運市況が悪化、海上輸送運賃が下落することから、ランニングコストの高い老朽船は係留(使用の一時停止)を経て、解撤に至る。逆に海運市況が良い時には老朽船はメンテナンスされ使い続けるため、解撤船舶量は減少する。世界の解撤量とバルチック海運指数(*2)の間に相関関係がある。



(*2)バルチック海運指数 (Baltic Dry Index) 英国バルチック海運取引所が 算出・公表するバラ積み船運 賃の総合指数。1985 年 1 月 4 日の値を 1000 とする。

図表③ 世界の船舶解撤量の推移

(出所:「世界のシップリサイクルの現状と課題」社会環境学会第12巻第1号(2023)より抜粋)

将来の解撤量は予測困難であるが、2020年の解撤量 15 百万トンから平均的な船齢と解撤量の関係(残存率)により、将来の解撤量を試算すると 2025年の解撤量は約 29 百万総トンと予測する。

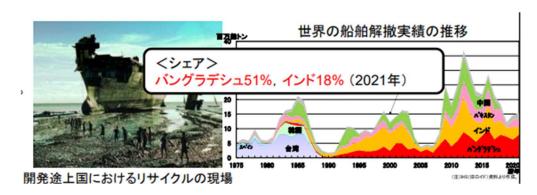
BIMCO (バルチック国際海運協議会) は、今後 10 年間で 1 万 5 千隻以上の船舶が解撤されると 見込んでいる。 (2020 年の解撤船舶 703 隻)

■ シップ・リサイクル条約

以下は国土交通省令和 5 年 6 月 27 日付 Press Release「シップ・リサイクル条約の発効が確定」を参考に記載した。

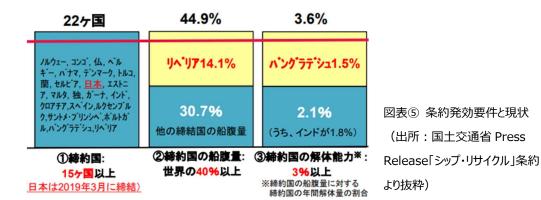
● 背景

多くの船舶がコストの安いインド、バングラデッシュ等途上国で解撤されているが、労働安全・環境対策が不十分なため環境汚染や労働災害が深刻化している。廃棄時点が明確でなかったり、廃船の輸出国が必ずしも旗国(船籍国)ではない等、舶舶特有の事情より有害廃棄物への一律の法的規制が困難であった。



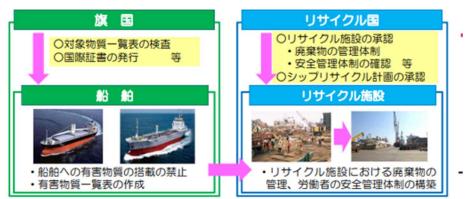
図表4 (出所:国土交通省 Press Release「シップ・リサイクル」条約より抜粋)

こうした状況を改善すべく、日本主導で国際海事機関(IMO)において検討がなされ、2009 年5月、船舶の解体における労働安全確保と環境保全を目的とした「2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港条約」(通称:シップリサイクル条約)が採択された。条約発効要件を満たすには主要船舶解撤国のインドとバングラデシュの締結が不可欠であり、長い時間を要したが、インド(2019年11月)、バングラデシュ(2023年6月)はともに条約を締結、便宜置籍船の多数保有国であるリベリアも締結に至り(2023年6月)、2023年6月26日条約は発効要件を充足した。(発効日は2025年6月26日)



● シップリサイクル条約の概要

- ①総トン数 500 トン以上の船舶等を解体する施設に対し、安全・環境に関する基準を満たし、 関係省庁から許可を得ることを義務づける。
- ②総トン数 500 トン以上の船舶等に対し、船舶に存在する有害物資の種類や量等を記載した一覧表を作成し、船舶に備え付けることを義務づける。



※管轄海域を越えて航行する総トン数500トン以上の船舶が対象

図表⑥ 条約上の主な義務(出所:国土交通省 Press Release「シップ・リサイクル」条約より抜粋)

シップ・リサイクル条約の発効により、船舶所有者に船舶解体は安全と環境に配慮が必須との認識が高まり、従前より安全と環境に配慮したシップリサイクルを行ってきた新鋼商事へは今後一層の受注増が見込まれる。

2.3 企業理念等

■企業理念等

社訓
適切に、慎重に、確実に、安全に
経営理念
現在の我々の地球環境の為に、未来の子供たちの生活環境の為に活動する
行動規範
協力する心、挑戦心

新鋼商事は、台風や老朽化により船舶が沈没し、海洋汚染等二次災害を引き起こす前に適切に廃船 や放置船を処分し、海を守ることが企業の存在意義であると考えている。

2.4 事業活動

新鋼商事は以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【環境・安全に配慮したシップリサイクルへの取り組み】

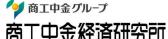
新鋼商事のシップリサイクル取扱量の増加は、シップリサイクル条約が目的とする世界の安全で環境負荷の少ないシップリサイクルに大いに寄与する。

■ 環境への配慮

船舶解体作業は、解体船に含まれている水銀、鉛、アスベスト等の有害化学物質や重油の海洋流出、水質汚濁、土壌汚染等、周辺住民への健康被害をもたらす可能性があるが、新鋼商事は以下の対策を講じ、環境への負荷の軽減を図っている。

● 立地

解体作業場は周囲に民家等がない港湾の工業専用地域内に立地し、周囲 1 km以内に学校、保育所、病院、特別養護老人ホーム等の静穏を要する施設はない。波のうねりが穏やかで干満差が大きい八代海の特徴を利用し、満潮時に船舶を移動し、干潮時に解体作業を行うが、フローティングドッグ(*3)も併用する。



(*3)フローティングドッグ

フローティングドックは、ケーソン(鋼製の大型の箱)を安全確実に 製作・進水させるための作業船。巨大なコンクリート製のケーソンを 製作するためのスペースは、陸上に確保しにくい場合が多く、海に 浮かぶ製作場としての役割を果たす。さらに完成したケーソンを海 上に浮かべて設置場所まで曳航し、船を安全に進水させることがで きる。



写真⑨ (出所:一般社団法人日本埋立浚渫協会 web ページ)

● 作業場の構造

産業廃棄物中間処理に応じた構造となっており、産業廃棄物及び廃水の飛散、流出及び地下浸 透を防止するため、最終処分までは作業場内の保管施設で適切に保管される。

廃油処理

作業時の排ガス及び汚染水の発生は殆どなく、粉塵は適宜散水し、飛散を防いでいる。解体船か ら回収した廃油を堅牢な槽構造の鉄製タンクで密閉保管し、雨水等の混入を防いでいる(p5 主 要設備①)。床面には不透水コンクリート製の流出防止堤を設置し(p5 主要設備②)、廃油 の土壌侵入を防いでいる。また万が一の流出事故に備えて中和剤、吸着剤等の薬剤を管理事務 所内で保管している。

騒音防止

事務所の周囲を高い鉄製の壁で巡らせ、重機作業音の外部への漏れを軽減している。

安全への配慮

最新設備の導入

船舶の解体は、ガスバーナーを使って人力で行う方法と剪断用のアタッチメント(ラバンティシャー) 装着の油圧ショベルを使って行う油圧解体の 2 通りの方法がある。作業スピードは後者が勝るが、 鉄板に相当厚みがある場合や細かい作業を要する場合は人力解体とならざるを得ない。近年、輸 送効率向上のため船舶は大型化している。作業者の安全を確保しつつ、環境に配慮した大型船 舶の解体には設備と人手を要するが、日本国内では揃いにくく、バングラデシュ等安価に人力を確 保できる海外業者に流れるケースが多い。新鋼商事は、作業員の安全確保と作業負担の軽減を はかるため油圧解体を主体としてきたが、厚みのある鉄板の切断は人力作業とせざるを得なかった。そ こで 2022 年 7 月、世界最大クラスのラバンティシャーMSD9500R (*4) を導入、大型船舶の油 圧解体を可能とした。導入により人力作業現場の危険を減らし、顧客の安心感が増すことで安定 した取引継続につながっている。

(*4)MSD9500R

米国 Stanley/La bounty 社最大の 40 mmの鉄板裁断が可能なラパンティシャー。ブレードの刃 先が閉じる屈折型で、対象物を切断部から逃しにくい構造であり、剪断が難しい対象物でも安全 且つ効率的に作業が出来る。



写真 ⑩新鋼商事の世界最大クラスの剪断用アタッチメント MSD9500R を装備したショベル (出所:Gemba ディスカバリー"船舶解体" (コマツカスタマーサポート株式会社 季刊誌大地)

● 作業責任者による常時監視

本社は解体作業場と隣接しており、代表取締役か工場長の何れかが目視や聴音確認で現場作業を監視、危険を未然に防止する体制を取っている。

【人材育成への取り組み】

■ 資格取得支援

業務拡大に伴い、業務上必要な資格取得者の増員を必要としており、取得支援に取り組んでいる。具体的には、会社が適性を見て選抜した従業員に対し、取得費用は全額会社負担とし、玉掛作業者、ガス溶接技能者(*5)等の資格取得を促している。将来的には従業員全員が何れかの資格を持つことを目指している。(2023年8月時点の取得者: 玉掛作業者3名、ガス溶接技能者4名)

(*5)玉掛作業者、ガス溶接技能者

玉掛けは、クレーンを使用して作業を行う際、クレーンのフックに吊り荷を掛けたり、外したりする作業。制限荷重 1 トン以上のクレーン等の玉掛け作業者は、労働安全衛生法に基づく技能講習(国家資格)の終了が義務づけられている。またアセチレン、プロパン等可燃性ガス及び酸素を混合して使用するガス溶接・溶断等の業務を行うガス溶断技能者も、労働安全衛生法に基づく技能講習(国家資格)の終了が義務づけられている。

■ 学校、こども教育応援基金等への寄附

代表取締役の地元の将来を担う子供の健全な育成に役立ちたいとの想いから、新鋼商事は、八代市内の学校・こども教育応援基金へ2018年と2021年に各々5百万円の寄附を行っている。今後も数年に1度寄附を行っていきたいと考えている。

【職場環境・働きがい向上への取り組み】

■ 労働時間短縮への取り組み

潮の干満に作業が左右されるため、現場作業者の労働時間は不規則にならざるを得ないが、会社としては従業員の健康面への配慮から極力、所定時間外労働をさせない方針であり、年間の所定外労働時間外は40時間程度に抑えられている。代表取締役自身が、全現場作業者の日々の勤務時間を把握し、マンパワーを基準に解体船の受け入れ数をコントロールしている。有給休暇取得については、使用者が時季を指定し、取得させることが法令で義務付けられている年5日以上の取得を厳守している。年初に予め会社が年次休暇を指定する計画年休制度の導入を検討したが、解体船の受け入れ状況に変動があるため難しいため、代表取締役が毎月初に全ての従業員の有給休暇取得状況を確認し、取得漏れを防止している。

■ 賃金アップへの取り組み

労働時間が不規則であったため、日給制で、休めば給与が下がる給与形態を採っていたが、従業員のモチベーションを上げ、離職を防ぐため固定給制へ変更した。賃金アップも不可欠との認識であり、直近 4年間で20%以上のベースアップを実施した。また2022年に月1万円のインフレ手当を導入、2023年からはその増加分を賃金ベースに織り込んでいる。今後も最新重機のフル活用と従業員のモチベーションアップにより収益増を図り、賃金アップを行っていく。

■ 労災事故ゼロへの取り組み

労働基準監督署への届け出を要する労災事故は、2020/5 期に 1 件(作業現場での転倒による骨折)発生した。船舶解体におけるクレーンでの吊り下げ作業や高所での足場作業は、労災事故リスクが高い傾向にある。作業人員が多くないことから、責任者が現場 OJT で作業員の安全意識を高め、事務所においても目視や聴音確認により危険を未然に防ぐことが一番の安全対策と考えている。代表取締役は、マニュアルや手順書を示すよりも 40 年余りの経験で自ら一緒に現場に入って直接指導することが一番と考えており、代表取締役と工場長の両名が率先して労災事故防止に努めていく。

【ダイバーシティ推進への取り組み】

■ 外国人技術人材の高度化への取り組み

新鋼商事では2023 年8月現在、フィリピン人従業員3名が在籍し、日本人従業員と同一の賃金体系の下、船舶解体の作業現場で活躍している。代表取締役自ら、現場 OJT により各自の技能アップを支援している。近時、円安等の要因により日本での勤務を希望するフィリピン人は減少しているが、今後も日本人との同一賃金維持と技能アップ支援により、雇用者数の増加を図っていく。

【環境面での取り組み】

■ 騒音や土壌・海洋汚染防止への取組み

既述の通り、解体作業場は住環境から離れた港湾内に所在し、排ガスや汚染水の発生は無く、廃油の流出や騒音の外部の漏れ等の防止にも努めており、設立来、苦情等を受けたことはない。また大雨時に河川から港湾に流れ込む流木を重機で取り除く等、港湾維持や海洋汚染の防止の一翼を担っている。

■ 廃棄物削減への取組み

解体物を徹底的に分別の上、極力リサイクルを施し、最終的に処理しきれない廃棄物を中間処理業者及び最終処理業者に処分を依頼する。産業廃棄物処理業者と委託契約を交わし、マニュフェスト(産業廃棄物管理票)により、適切に最終処分されていることを確認している。特別管理産業廃棄物は廃バッテリーのみであり、処理業者に適切に処分を依頼している。

■ 省エネの取組み

燃料使用は、重機使用時が太宗を占めるが、オフロード法(*6)に対応した低燃費型の大型油圧ショベル(*7)への代替を進めており、(所有 7 台のうち 5 台を切替済)今後も代替を進めていく。アイドリングストップ他、効率的な重機操作にも取り組み、使用燃料の削減に取り組んでいく。

(*6) オフロード法

公道を走行しないフォークリフト、ブルドーザー等のオフロード車の排出ガスを規制するため 2006 年 4 月に施行された特定特殊自動車排出ガス規制等に関する法律の通称名。

(*7)低燃費型の大型油圧ショベル

コマツの大型新機種油圧ショベル PC950-11 (2022 年 7 月販売開始) は、電子制御式閉回路システム搭載により旋回減速時のエネルギーを油圧で回生したり、油圧ロスを大幅に低減し、従来機に比べ40%の燃費効率改善が図られている。

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

入手	入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質(一定の固有の特徴がニーズを満たす程度)									度)									
		力	く (ア	^っ クt	2ス)					食	糧					住	居		
		保	健	•	衛	生				教	育					雇	用		
		エ	ネ	ル	ギ	_			移	動	手	段				情	報		
		文	化	•	伝	統		,	人格と	上人の	り安全	全保障				正	義		
	強	固な	制度	₹•∑	P和·	安定													
質	(物	理	的	•	科	学	的	構	成	•	性	質)	の	有	効	利	用
			水	(質)					大	気					土	壌		
	生物	多核	き性と しんしゅうしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かい	_生態	š系†	ナービ	ス		資源	効率	・安	全性				気	候		
			廃	棄	物														
人	ح		社	会	(カ	た	め	0	り	経	済	的	9	価	値	1	創	造
		包排	動で	で健全	とな	译			経	済	収	束							

(<mark>黄</mark>:ポジティブ増大 <mark>青</mark>:ネガティブ緩和 <mark>緑</mark>:ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクト領域を表示)

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	材料再生業
ポジティブインパクト	保健・衛生、雇用、水(質)、大気、土壌、生物多様性と生態系サー
	ビス、資源効率・安全性、気候、廃棄物
ネガティブインパクト	雇用、大気、土壌、資源効率·安全性、気候、廃棄物

【当社の事業活動を踏まえ特定したインパクト】

■ポジティブインパクト

インパクト	取糾	目内容
教育	>	資格取得支援等への取り組み
雇用、包摂的で健全な経済	>	ダイバーシティの推進(外国人の雇用増加)
生物多様性と生態系サービス、	>	環境・安全に配慮したシップリサイクルへの取り組み
資源効率•安全性、廃棄物、		
包摂的で健全な経済、経済収		
束		



■ネガティブインパクト(緩和の取組み)

インパクト	取組内容
保健·衛生	> 労災事故防止への取り組み
雇用、包摂的で健全な経済	従業員賃金アップへの取り組み
水(質)	» 海洋汚染への取り組み
資源効率•安全性、気候	> 省エネへの取り組み
廃棄物	» 廃棄物削減への取り組み

UNEP FI のインパクト分析で発出された「保健・衛生」「水(質)」「大気」「土壌」「気候」は、同社事業では他社に寄与する取り組みを行っていないことからポジティブ・インパクトとして特定していない。また、「大気」「土壌」は緩和の取組みが徹底されておりネガティブ・インパクトとしても特定しない扱いとした。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

新鋼商事は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標(以下 KPI という)を 設定した。

【ポジティブ・インパクト】

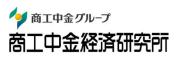
特定したインパクト	教育						
取組内容(インパクト内容)	資格取得支援等への取り組み						
KPI	● 2028 年末までに玉掛作業者 5 名、ガス溶接技能者 11 名以						
	上とする。						
	(2023年8月時点:玉掛作業者3名ガス溶接技能者4名)						
KPI 達成に向けた取り組み	▶ 各々業務上必要な資格であり、業務拡大に伴い、資格取得者を						
	増やしていく。選抜した従業員に対し、取得費用は全額会社負担						
	とし、資格取得を促す。						
貢献する SDGs ターゲット	4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇 4.5051888						
	用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必						
	要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増						
	加させる。						

特定したインパクト	雇用、包摂的で健全な経済						
取組内容(インパクト内容)	ダイバーシティの推進(外国人の雇用増加)						
KPI	● 外国人雇用者数の増加						
	2028 年末の外国人従業員数を 5 名以上とする。						
	(2023 年 8 月時点の在籍者 3 名)						
KPI 達成に向けた取り組み	賃金水準を日本人従業員と同一労働同一賃金水準で設定し、						
	代表取締役自ら、現場 OJT により各自の技能アップを支援してい						
	る。今後も日本人との同一賃金維持と技能アップ支援により、雇						
	用者数の増加を図っていく。						
貢献する SDGs ターゲット	8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男 8 1845/16						
	性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働						
	きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働						
	同一賃金を達成する。						

▼ 商工中金グループ 商工中金経済研究所

8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安 定な雇用状態にある労働者など、全ての労働 者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を 促進する。	8 報意がいる 銀素成長も
10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、 民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その 他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強 化及び社会的、経済的及び政治的な包含を 促進する。	10 Aveo Ave

特定したインパクト	生物多	様性と生態系サービス、資源効率・安全性、廃棄	物、包摂的
	で健全	な経済、経済収束	
取組内容(インパクト内容)	環境·安	マ全に配慮したシップリサイクルへの取り組み	
KPI	● 付	加価値額(営業利益+人件費+減価償却)を 2	2028/5期
	ま	でに 420 百万円まで増加させる。	
	(2	023/5 期実績 373 百万)	
KPI 達成に向けた取り組み	> 当	社シップリサイクル量の増加は、環境・安全に配慮し	したシップリサ
	1!	フル取り組み強化につながる。最新重機のフル活用	と賃金アップ
	に	よる従業員のモチベーション向上等により収益増を	図る。なお、
	必	然的に売上高は増加するが、作業員でこなせる量	の解撤船し
	か	行わない方針から売上高での KPI は設定しない。	
貢献する SDGs ターゲット	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン	
		技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう
		導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善によ	
		り、持続可能性を向上させる。全ての国々は各	
		国の能力に応じた取組を行う。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民	
		族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の	10 人や国の不平等 をなくそう
		状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び	√Ê≻
		社会的、経済的及び政治的な包含を促進す	
		る。	



12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化	12 20028 GO
	学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	
12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再 生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大 幅に削減する	12 ocare

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	保健·衛生		
取組内容(インパクト内容)	労災事故防止への取り組み		
KPI	• :	労働基準監督署への届け出を要する労災事故の毎年	Fゼロを継続
		する。	
KPI 達成に向けた取り組み	>	代表取締役と工場長の両名が、現場 OJT で作業員の	安全意識を
	i	高め、事務所においても目視や聴音確認により危険を	未然に防ぎ
	-	事故防止に努めていく。	
貢献する SDGs ターゲット	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定	8 働きがいも 経済成長も
		な雇用状態にある労働者など、全ての労働者	
		の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進	
		する。	

特定したインパクト	雇用、包摂的で健全な経済		
取組内容(インパクト内容)	従業員の賃金アップへの取り組み		
KPI	•	従業員年間平均給与を 2028/5 期までに 2022/5	5 期比 5%
		以上引き上げる。	
KPI 達成に向けた取り組み	>	最新重機のフル活用と従業員のモチベーションアップによ	り収益増を
		図り、賃金アップを行っていく。	
貢献する SDGs ターゲット	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定	8 働きがいも 経済成長も
		な雇用状態にある労働者など、全ての労働者	
		の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進	
		する。	

特定したインパクト	資源	効率・安全性、気候
取組内容(インパクト内	省エネへの取り組み	
容)		
KPI	•	2026 年末までに大型油圧ショベル機 2 台を低燃費型に代替す
		ა .
KPI 達成に向けた取り組み	A	燃料使用の太宗を占める重機については、低燃費型の大型油圧ショ
		ベルへの代替を進めており、(所有 7 台のうち 5 台は切替済)今後
		も代替を進めていく。
貢献する SDGs ターゲット	7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率 7 **** ******************************
		を倍増させる。

なお、「水(質)」「廃棄物」の取り組みは、インパクトとして特定しているものの、既に緩和への取り組みが進んでいるため KPI は設定していない。



新鋼商事では、本ファイナンスに取り組むにあたり、早田代表取締役を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、早田代表取締役を最高責任者とし、早田工場長がプロジェクトリーダーとなり、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者) 代表取締役 早田 勇二 (プロジェクト・リーダー) 工場長 早田 誠

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、新鋼商事と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、新鋼商事と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。新鋼商事は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

- 1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
- 2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究 所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティ ブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより 発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
- 3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉 株式会社商工中金経済研究所 主任コンサルタント 岡 富士夫 〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190